

当大使館は、Rua Ramalho Ortigão 51, 6º andar(注:ANACOMのビル内)に移転しました。旧大使館跡地(リベルダーデ通り)に行かないようご注意ください。

# 大使館便り



第277号  
令和7(2025)年4月10日  
在ポルトガル日本国大使館

## 目次:

- 1 お役立ち情報
- 2 領事・治安情報 (P3~)
- 3 大使館の活動報告 (P6~)
- 4 気になるニュース(P9~)

## 1 お役立ち情報

### (1)令和8年度領事出張サービス in ポルト市 (4月17日(金)実施予定) *New!*

当館は、4月17日(金)、ポルト市内(於 Avenida da Boavista, 1837 - 10.1)にて領事出張サービスを実施予定です。同サービスの御利用を希望される方は、予め当館領事班 ([consular@lb.mofa.go.jp](mailto:consular@lb.mofa.go.jp))までメールで御連絡のうえ、御予約をお願いします。

ご利用可能な領事サービス等の詳細につきましては、当館 HP (<https://www.pt.emb-japan.go.jp/files/101000214.pdf>)をご確認ください。

来年度以降のポルト市における領事出張サービスの継続した実施に繋げるため、積極的な御利用をお待ちしております。

### (2)令和8年度領事手数料 *New!*

2026年4月1日から、領事手数料は改正され、同日以降の申請分から2026年度の手数料が適用されます。(3月31日までに申請が受理された分については、交付が4月以降の場合でも、旧年度の手数料が適用されます。)詳細は[当館 HP](#)を御覧下さい。

### (3)リスボン日本語補習授業校 講師・ボランティア 随時募集

リスボン日本語補習授業校にて講師・ボランティアを募集しています。詳細については下記までお問い合わせください。

リスボン日本語補習授業校は、ポルトガル国在留の在留邦人子女に対し日本の義務教育課程に準拠した補習教育を行っています。現在、講師・ボランティアを募集しております。

○講師:

対象:幼稚園~中学3年生

業務内容:日本語の授業、教材作成、行事への参加など

応募資格:日本語教育の経験、またはそれに準ずる知識・能力をお持ちの方

○ボランティア:

業務内容:授業補助、教師補助など

応募資格:日本語能力があり、子どもが好きで、ボランティア活動に興味のある方

勤務日: 毎週土曜、8:45~13:15

勤務地: リスボン日本語補習授業校(詳細は、[補習校 HP](#) を御覧ください。)

その他: 詳細は面接時に説明いたします。

応募方法:履歴書と希望動機を lisbon.japanese.school@gmail.com までお送りください。

#### (4)春休み中の海外渡航者に対する感染症予防啓発

厚生労働省は、春休みの人の往来増加を見越し、海外渡航者及び在留邦人の皆様に対し感染症への感染防止方法等に関する情報発信を行ってます。詳細は下記リンクを御覧ください。

厚生労働省検疫所ホームページFORTH(For Travelers' Health):

<https://www.forth.go.jp/index.html>

厚生労働省ホームページ「海外へ渡航される皆様へ:

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou18/index\\_00003.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou18/index_00003.html)

厚生労働省ホームページ「海外渡航者向け 啓発ツール:

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou18/index\\_00003\\_keihatsu-tools.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou18/index_00003_keihatsu-tools.html)

※海外渡航者向けポスター・リーフレットを掲載しています。

#### (5)日本入国に際する畜産物や植物の持ち込みについて

詳細は以下の農林水産省リンクを御確認ください。

○[植物防疫所ウェブサイト](#)

「よくあるご質問(海外からの持ち込み編)」

「[海外から野菜や果物を持ち込む際の規制](#)」

○[動物検疫ウェブサイト](#)

「[輸入動物検疫等に係るよくあるお問い合わせ](#)」

「[家畜の伝染性疾病の侵入を防止するために～海外へ旅行される方へのお願い～](#)」

動画「[海外からの家畜伝染病を防げ!](#)」(15秒版)

○日本に犬等を輸入しようとする場合の狂犬病抗体検査施設について

詳細(指定検査施設等含む)は、[農林水産省動物検疫所のウェブサイト](#)を御覧ください。

## (6)佐藤シェフによる料理動画「À Moda do Chefe Sato」配信中

現在、在ポルトガル日本大使館のYoutubeチャンネルで佐藤・在外公館料理人による日本食を中心とした料理紹介動画を配信しています。是非ご視聴ください。



<https://youtube.com/playlist?list=PLz08yNYIf6UrHBznaDvjOs3UaQb4890F8&si=eRcqCvWW71cI8l0D>

## 2 領事・治安情報

### (1)ポルトガル国外で出生し、ポルトガル国籍を取得しようとする場合

ポルトガル国外でポルトガル国籍の方と日本国籍の方との間に出生されたお子様が、ポルトガル国籍法第1条1項 C の手続にてポルトガル国籍を取得される場合、日本国籍を喪失すると解されるため、ご留意ください。詳細は[当館 HP](#)を御覧ください。

### (2)民法等の一部を改正する法律(父母の離婚後等の子の養育に関する見直し)について *New!*

民法等の一部を改正する法律(令和 6 年法律第 33 号。以下「改正法」という。)の施行に伴い、令和 8 年 4 月 1 日から、離婚後の親権者を父母双方又は一方を親権者と指定することなどができるとなりました。

改正法の詳細については、[法務省ホームページ](#)及び[改正法に関するパンフレット](#)をご覧ください。

### (3)流動型犯罪グループ(トクリュウ)を含めた犯罪組織による海外における闇バイト及び特殊詐欺についての注意喚起

～加害者にならないために～

[https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo\\_2025C056.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2025C056.html)

～被害に遭わないために～

[https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo\\_2025C057.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2025C057.html)

### (4)安全対策情報の掲載について

詳細は、こちらのリンクから「安全対策情報」をご確認ください。(第4四半期安全対策情報は、4月中旬頃更新予定です。)

[https://www.pt.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/00\\_000042.html](https://www.pt.emb-japan.go.jp/itpr_ja/00_000042.html)

## (5)「在留届」に関するお願い

「在留届」は、旅券法において、日本国外に住所または居所を定めて3か月以上滞在される日本国籍者を対象にその提出が義務付けられています。届け出は[オンライン在留届\(ORRネット\)のサイト](#)からお願いします。

また、ポルトガルからの転出及び帰国の際には、「帰国・転出届」の御提出も上記リンクから手続きくださいますよう、お願いします。

## (6)第三国に出国の際の「たびレジ」登録のお願い

ポルトガルからご旅行やご出張で第三国に行かれる場合など、渡航先の最新の安全情報が確認できます。是非、[こちら](#)からご登録ください。

## (7)戸籍法及び戸籍法施行規則の一部改正に伴う戸籍事務の取扱いについて

2025年5月26日から改正戸籍法が施行されたことに伴い、従前、氏名の振り仮名(フリガナ)は戸籍上公証されていませんでしたが、この改正法の施行により、戸籍の記載事項に、新たに氏名のフリガナが追加されることになりました。

詳細は[法務省のHP](#)を御覧ください。(なお、右HP内の専用コールセンターの電話番号は、ナビダイヤルのため、海外からは利用できないことになっておりますので御留意ください。)併せて、[海外居住者向けQ&A](#)も御確認ください。

## (8)旅券の集中作成「2025年旅券」に関するお知らせ

ア 2025年3月から、旅券の偽変造対策を強化するため、人定事項ページにプラスチック基材を用いた「2025年旅券」の発給が開始しました。

イ それに伴い、旅券は日本国内で作成され、当館まで配送されることとなるため、4週間程度の日数を要することとなります。なお、日本国内での申請の場合は、2週間程度の日数を要します。

ウ 交付日については、申請時に予定時期(目途)をお伝えし、具体的な交付日は交付準備が整った段階であらためて御連絡いたします(窓口での書面申請の場合は電話連絡、ORRネットでのオンライン申請の場合は登録されたメールアドレスにメールを送信します。)

### ※ 仮受付(郵送申請)サービスの終了

これまで、当館から遠方にお住まいの方については、領事出張サービス実施日や、あらかじめお約束いただいた日に旅券をお受け取りいただく前提で、旅券発給申請書を事前郵送いただき、予約いただいた日に旅券を交付するサービスを行ってまいりました。しかしながら、旅券の集中作成開始に伴い、こうした対応が困難となるため、2025年3月以降、郵送による事前申請に基づき領事出張サービス実施日や来館日に旅券を交付するサービスは終了しました。

このため、遠隔地にお住まいの方や来館時に交付を希望される方は、オンライン申請の利用を是非とも御検討ください。オンラインにて申請頂ければ、来館いただくのは交付の際のみと

なります。オンライン申請の利用方法は、[当館HP](#)から御確認いただけます。

エ 在留邦人の皆様に余裕を持ってパスポートの更新を行っていただけるよう、在留届を提出された方に対し、パスポートの有効期間の満了日が近付いてきた際にご案内メールをお送りするサービスを新たに開始しました。在留届にパスポートの有効期間満了日が登録されていない場合には、上記のご案内メールをお送りすることができません。ご家族の分を含め、在留届にパスポートの有効期間満了日をご登録ください。また、この機会に、在留届に登録されているパスポート番号、住所、電話番号、本籍等についても、最新の情報が登録されているかご確認いただけますようお願いいたします。

オンライン在留届：<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

詳細は[当館HP](#)を御覧ください。

### (9)在外公館で旅券及び証明を申請する際の戸籍謄本(抄)の提出について

令和7年3月以降より、外務省と法務省間で戸籍情報のシステム連携が開始されました。これにより、旅券の申請及び戸籍謄本の提出を必要とする証明の申請(例：パスポートの新規申請や婚姻証明など)において、申請者が「戸籍電子証明書提供用識別符号」(以下「符号」)を在外公館窓口で提示することにより、在外公館側で戸籍電子証明書(電子的に戸籍情報を証明したもの)を確認することが可能となるため、紙の戸籍謄本(抄)の提出が不要になります。

※「符号」は、行政機関が戸籍電子証明書の内容を確認するためのパスワード(16桁の数字、有効期間3か月)です。マイナポータル上(無料)又は市町村窓口(有料)で取得できます。「符号」の取得に関する詳細は市町村のHP等でご確認ください。

※マイナポータル上での「符号」の取得方法は、[こちら](#)を確認ください。

「オンライン在留届(ORRネット)」から旅券及び証明のオンライン申請をする場合は、あらかじめ取得した符号を申請画面で入力することにより、戸籍電子証明書をオンラインで提出できます。また、窓口申請においても、「符号」の提示が可能です。

(参考)

●[旅券のオンライン申請](#)

●[証明のオンライン申請](#)

### (10)一部証明書のオンライン申請及びクレジットカード等によるオンライン決済の開始

各種証明(一部を除く)のオンライン申請及びこれらの手数料のクレジットカード(デビットカード含む、以下同様。)によるオンライン決済が可能となっています。これまでは、平日の昼間に窓口に来館されて申請を行っていただく必要がございましたが、これからは、夜間、休日問わずオンラインで申請いただけますので、是非ご利用ください。詳細は、[当館HP](#)該当ページを御覧ください。

## (11)海外に住んでいても国政選挙への投票は可能です。

ア 遠隔地にお住まいの方等一定の条件を満たす方には、在外選挙人登録申請の際、本人出頭を免除する[特例措置\(ビデオ通話による申請\)](#)も採用しています。御希望の方は事前に当館まで御相談ください。

### イ 在外選挙人証交付の迅速化の取組について

従来、在外選挙人証は、市区町村選挙管理委員会が発行し、外務本省を經由して在外公館に送付していました。これが、2024年7月以降は、市区町村選挙管理委員会から在外公館にメールでデータを送付し、在外公館で書面に出力し、申請者に交付する方式に変更されています。

この取組により、在外投票の際に必要な在外選挙人証の申請から交付までの時間が大幅に短縮されることとなり、在留邦人の皆様の利便性の向上につながっています。

詳細は[外務省ホームページ該当ページ](#)を御覧ください。

## (12)マイナンバーカード申請・交付業務の開始

2024年5月から、国外転出後もマイナンバーカードを継続して利用できることになりました。また、現在マイナンバーカードを持っていない国外在住者(2015年10月5日以降に国外転出をしている方に限る。)も国外転出向けマイナンバーカードを領事窓口で申請することが可能になりました。各種申請・手続きについては、当館[HP](#)(領事情報から「マイナンバーカード」のリンク)を御参照ください。

## (13)日本における消費税免税制度

2023年4月から、免税購入対象者が変更となりました。詳細は、[観光庁のHP](#)をご確認ください。また、在留証明の申請については[当館HP](#)を御確認ください。オンラインでの申請の場合は[こちら](#)をご確認ください。

## (14)御来館時のお願い

領事窓口は予約制を採用しています。領事手数料は、窓口では[現金のみの取り扱い](#)となっています。御来館に際し、お釣りのないよう御準備ください。

## 3. 大使館の活動報告

### (1)日本語補習授業校卒業式への出席

3月21日及び28日、リスボン日本語補習授業校(3月21日)及びポルト日本語補習授業校(3月28日)にて開催された卒業式に、当館から龍野参事官が出席しました。平日はポルトガルの学校へ、毎週土曜日は補習校に通い、頑張りました。ご卒業おめでとうございます。父兄の皆様におかれましては、お子さんを支え励まし、無事に卒業式を迎えられましたことをお祝い申し上げます。



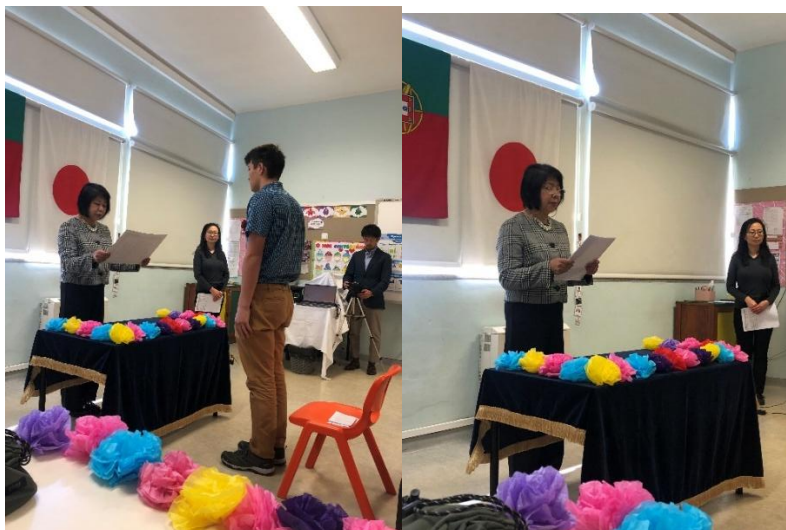
リスボン補習校

リスボン補習校



リスボン補習校

ポルト補習校



ポルト補習校

ポルト補習校

## (2)中川大使のセグーロ大統領就任式への出席

3月9日、中川大使は、アントニオ・ジョゼ・セグーロ大統領閣下の就任式および就任レセプションに出席しました。また、天皇陛下からも、新大統領に対し就任に際する祝辞が寄せられました。



## (3)中川大使のポルト「椿の展覧会」への出席



3月7日から8日にかけて、中川大使はポルト市を訪問し、ペドロ・ドウアルテ／ポルト市長およびカタリーナ・アラウージョ同副市长と共に、ボルサ宮殿で開催された椿の展覧会(Exposição de Camélias)を視察しました。また、カーザ・ダ・アルキテトゥーラ(Casa da Arquitectura.建築文化の保存・研究・発信を目的とした文化・研究機関。)での茶道体験にも参加しました。

椿は、日本原産であることから、ポルトガル北部では「ジャポネイラス(Japoneiras)」として知られています。

## (4)中川大使の長崎訪問

3月22日から23日にかけて、公務のため一時帰国中の中川大使は長崎県を訪問しました。平田長崎県知事、鈴木長崎市長、山下大村副市長への表敬訪問を行った他、長崎日本ポルトガル協会における森会長等との意見交換、その他ポルトガル関連史跡・施設を訪問しました。長崎県は2023年にポルトガルとの間での協力のための覚書を締結しており、長崎県はポルト市、大村市はシントラ市との間で姉妹都市提携を結んでいます。



## (5)マカオ科学文化センターにおける「ジャパNDER」の実施

3月24日(火)、マカオ科学文化センター(CCCM)において開催予定の学会「春期会合」の一環として、日本をテーマとした講演を中心とした「ジャパンデー」が開催されました。当日は、専門家による文化、歴史、文学についての多彩な視点から議論が行われ、生け花、茶道、日本食のワークショップも行われました。また、公益財団法人東京財団による「Read Japan Project」を通じた CCCM への図書寄贈が決まり、寄贈式典も実施されました。



#### (6)フェルゲイラ市におけるパン・デ・ロー・フェスティバルへの参加

3月28日、大使館はフェルゲイラ市の招待を受け、パン・デ・ロー・フェスティバルに参加しました。パン・デ・ローはカステラの原型と言われ、フェルゲイラ市はいくつかあるパン・デ・ローのバリエーションの一つで知られる都市の一つです。本フェスティバルでは、佐藤在外公館料理人によるカステラ提供の他、春らしい練り切り・苺大福といった和菓子のショーッキングも開催されました。



## 4. 気になるニュース

### (1)セグーロ大統領の就任式

3月9日、アントニオ・ジョゼ・セグーロ共和国大統領の就任式が共和国議会にて開催されました。就任式には、外国からの賓客として、スペイン国王及びアンゴラ、カーボベルデ、サントメ・プリンシパ、東ティモール、モザンビークの各大統領が出席しました。

セグーロ大統領は演説において、ポルトガルは欧州国家であると同時に、大西洋国家であり、かつポルトガル語圏国家でもあると述べ、国際協力及び多国間主義の重要性を訴えました。ま

た、政治的安定の下で国内の構造的課題に取り組む必要性を強調し、医療サービスに関する超党派の合意形成を目指す考えを示しました。

## (2)イラン情勢に関する首相府声明

2月28日、ポルトガル首相府は、同日付けで中東情勢に関する声明を発表しました。声明では、ポルトガル政府は、欧州のパートナー諸国、中東地域のパートナー諸国及びNATOの同盟国と緊密に連携しつつ、中東情勢の推移を当初から強い懸念をもって注視していると述べました。

また、外務省の調整の下、同地域の大使館を通じて、外交ネットワークが在外ポルトガル国民に対し最大限の警戒を呼びかけ、その保護に努めるとしました。さらに、ポルトガルは、国連憲章に従い、事態の悪化の防止、国際的な平和及び安全の維持並びに地域の安定の確保のため、全ての関係者に最大限の自制を求めるとしました。その上で、イランの核開発計画の中止及び自国民の人権の尊重の必要性を指摘しました。

加えて、ポルトガル政府は、イランによるサウジアラビア、カタール、アラブ首長国連邦、クウェート及びヨルダン等の近隣諸国に対する不当な攻撃を非難し、その即時停止を求めました。

## (3)米国・イランの停戦に関する共同声明へのポルトガルの参加

4月8日、ポルトガル首相府は他の欧州諸国首脳、欧州委員会委員長、欧州理事会議長らとともに米国・イランの停戦に関する共同声明へポルトガルも署名したことを発表しました。また、ルイス・モンテネグロ首相はソーシャルメディア「X」上において「この新たな段階は我々の経済と社会に肯定的な影響をもたらす、持続可能な地域の平和と安定をもたらすものとすべきである。」と述べました。

## (4)イベリア半島大規模停電に関する政府報告書の発表

3月20日、政府は、2025年4月28日に発生したイベリア半島の大規模停電に関する報告書を発表しました。同報告書は、本件の発端がスペインにあり、複数の技術的要因が重なり事故が発生したと結論づけました。また、法的責任の所在については判断せず、その評価を各国当局に委ねました。

原因については、スペイン国内における電圧制御不足を含む複数の技術的不具合が指摘されましたが、単一の原因は特定されませんでした。その上で、電圧制御、システム間の調整及び通信等の重要インフラの自律性に関する構造的課題が示されました。障害は90秒未滿でポルトガルの電力システムに波及し、イベリア半島全体で数時間にわたる停電を引き起こしました。

報告書には、停電の再発防止に向け、電圧制御、データ共有及び電力システムのレジリエンス強化に関する23項目の勧告が盛り込まれ、主要指針として、電圧制御の強化及び発電・配電・送電間の連携強化が示されました。

## (5)10都市目の姉妹都市提携

大分県日出町と、モンテモール・オ・ヴェーリョ市との間で姉妹都市提携が締結されました。3月には、モンテモール・オ・ヴェーリョ出身で、冒険家であり「遍歴記」の著者でもあるフェルナン・メンデス・ピントの銅像除幕式も行われました。これで日本とポルトガルとの間の、友好都市も含む姉妹都市は10都市となります。

// EMBAIXADA DO JAPÃO EM PORTUGAL AGORA ESTÁ ONLINE!

TUDO ESTÁ AQUI //

INSTAGRAM:  
@embaixadadojapaoemportugal  
YOUTUBE:  
@embaixadadojapaoemportugal9637

// NÃO PERCA AS NOVIDADES EMBASSY OF JAPAN ONLINE //

FOLLOW US!